



議案第十四号

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の  
一部改正について

次のとおり三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する  
ことについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定によ  
り、本議会の議決を求めらる。

昭和六十一年三月十日

三朝町長 安田真一郎

昭和六十年三月廿三日

原案可決

三朝町議会議長名越典由

三朝町条例第 号

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の  
一部を改正する条例

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第  
三十号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第十二条関係）

階級	年報酬
団長	一〇八、〇〇〇円
副団長	四六、五〇〇円
地区団長	四六、五〇〇円
地区副団長	四四、〇〇〇円



地区本部長	三二、〇〇〇円
分団長	一七、〇〇〇円
副分団長	一六、〇〇〇円
班長	一三、五〇〇円
副班長	一二、五〇〇円
団員	一一、五〇〇円

別表第二中「三、二〇〇円」を「三、三〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。